

弁償費支給規則

(目的)

第1条 支部規則第15条第6項に基づき、役員等の旅費、日当等（以下「弁償費」という。）の支給額を明確にする為規則を定める。

(支給時期)

第2条 弁償費は、当該年度分をまとめて、年度の終わりに支給する。

(支給額)

第3条 弁償費は、次のとおり定額支給とする。

- | | | | |
|---|----------------------|----|----------|
| 一 | 支部長 | 年額 | 100,000円 |
| 二 | 副支部長 | 年額 | 50,000円 |
| 三 | 部長 | 年額 | 20,000円 |
| 四 | 副部長 | 年額 | 15,000円 |
| 五 | 部員 | 年額 | 10,000円 |
| 2 | ブロック幹事 | | |
| 一 | 豊橋地区 | 年額 | 10,000円 |
| 二 | 豊川地区 | 年額 | 12,000円 |
| 三 | 蒲郡地区 | 年額 | 14,000円 |
| 四 | 田原地区 | 年額 | 14,000円 |
| 3 | 監事 | 年額 | 7,000円 |
| 4 | 相談役 | 年額 | 5,000円 |
| 5 | 業務部 | | |
| 一 | 部会長 | 年額 | 25,000円 |
| 二 | 副部会長 | 年額 | 10,000円 |
| 6 | 役職以外で、支部運営に役務を提供した会員 | 1回 | 1,500円 |

(予算超過の場合の措置)

第 4 条 この規則にかかわらず、支部予算を超過した場合は、支給を打切ることができる。

附 則

この規則は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 10 日から施行する。